

氏名	よしもとみちまさ 吉本道雅
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	論文博第519号
学位授与の日付	平成18年7月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	中国先秦史の研究

論文調査委員	(主査) 教授 夫馬進	教授 池田秀三	教授 浅原達郎
--------	----------------	---------	---------

論文内容の要旨

本論文は中国先秦時代のうち、主に西周期から戦国期までの政治史とその時代における社会構造の推移とを解明したものである。序論・第一部「西周期」・第二部「春秋期」・第三部「戦国期」からなり、さらに第一部には一章、第二部には上篇に三章、中篇に三章、下篇に三章、第三部に二章が配される。

まず序論「中国先秦史研究の課題」では、戦後日本における中国古代史研究を概観しつつ、エンゲルスの言う「氏族制」概念がこれまで長期にわたって先秦史を研究する基礎概念としてあったが、今やこれをもってしてはこの時代を把握できないこと、またこれまで先秦史は秦漢専制帝国を生むことになる論理を探し出すために研究されてきたが、先秦史は先秦史そのもの、中でも春秋史そのものの論理に基づいて解明すべきであること、春秋時代を西周・春秋・戦国という長い時代の中でその連続面と断絶面の両方を明らかにすべきこと、が主張される。

第一部の第一章「西周期後半の周王朝一冊命金文の分析」では、冊命金文を素材にして西周期後半の国制の推移を考察する。冊命金文から論者は、王一内諸侯一冊命の受命者という統治機構が存在したこと、すなわち身分制的編成があったことをそこに読み解く。王朝は官職を媒介にして内諸侯を官僚制的に統御せんと図り、内諸侯に次ぐ身分のものに冊命、つまり具体的な職務を命ずる辞令を与える形式で王畿(王の直属地)の権益を分配した。論者は西周時代の断代としては林已奈夫による青銅器をもととした考古学的断代に依拠しつつ、彼が西周ⅡB期とした時期に冊命が開始されるのは、この時期に邑田の不足が顕在化し、権益を再分配する必要に迫られたためであるとする。そしてⅢB期には分配の対象が「王家」すなわち王自身の家産にまで及んで、王畿の諸権益を再分配することは限界に達するに至り、代わって王朝は、王畿の外側つまり外服と呼ばれる地に進出し、そこで獲得した権益を分配して内諸侯の従属を確保しようとしたが、この過程で生まれた軍事的負担がかえって内諸侯の離反を招き、西周王朝は解体した、とする。

第二部の上篇「中原の政治史的推移」は、周の東遷期から春秋中期までの政治史的推移をたどることで、全中原を被った政治社会秩序の動態を解明する。

第一章「東遷期一周王朝の東遷」では、周王朝の動向を中心とする東遷期の政治史的推移、および覇者が出現する前提となった政治と社会の状況を解明する。西周後期以降になると、王位継承の混乱に端的に窺われるように、王朝や諸侯国ではそれまでの国制が解体しつつあった。西周王朝が敗滅した後、中原の有力諸侯国は周辺の小国を従属国としていったが、これにともない成長した有力諸侯国の間では対立が慢性化した。國人では軍事的な負担が増大し、これが諸侯国支配層の國人支配を動揺させ、さらにそれが紛争解決を最優先の目的とする諸侯国間の同盟を促進した。この同盟を統括したものが次に述べる覇者に他ならない、とする。

第二章「春秋前期一斉の覇権」と第三章「春秋中期一晋の覇者体制」では、春秋期は覇者の時代とされてきたが、その実態を明らかにしさらにこれを構造的に究明する研究はほとんどなかったとし、その解明を行っている。まず第二章では、斉の桓公の覇業およびそれに先立つ斉の「小伯」の構造を解明し、ついで第三章では、最も長く中原に重きをなした春秋中期の晋を取り上げ「覇者体制」を分析する。斉は周王朝など「西方」との相互不干渉を政策の基調として維持しつつ、最終

的には王朝を除外した中原と淮河流域を統合する勢力圏の構築を志向した。齊の桓公の「勤王」とは、王朝による例外的な支援要請を契機としてなされたものであって、王朝と齊の双方にとってむしろ特殊な事態であった。一方、晋は西周期より王朝に親密であり、当初、王朝との提携によって淮河流域に進出せんとした。晋の文公は、むしろ偶然的に「中原」すなわち洛陽以東の覇権を獲得したものである。中原とは異質の政治的伝統をもった西方の晋がこの「中原」を統合するには、王朝の權威が不可欠であり、このため晋は王朝と旧内服、それをとりまく外諸侯を確保せんと腐心した。晋の覇業は召陵の会を最後に解体に向かうが、王朝を奉じて「中原」を統合した晋は、全中原に及ぶ政治秩序の唯一のモデルであり続け、戦国中期に至るまでの政治史の推移を規定することになった、とする。

第二部の中篇「春秋期の社会」では、上篇で確認した政治史の推移を踏まえ、春秋期の国制およびそれを支えた社会的基盤を解明する。

第一章「春秋的“國”の成立」では、諸侯の都城である「國」の成立過程を解明する。「國」はあるいは「或」とも書かれ、西周期では「南或」「東或」など広大な軍事的勢力圏を指した。西周後期の『詩』には諸侯国の領域を「邦國」と称する用例が現れ、春秋期を記述する『左伝』では、もっぱら諸侯の都城を指すようになる。西周後期から春秋前期に国制が再編される過程で、諸侯国が都城を強化せんとして軍役負担者をここへ集住させた。ここにおいて諸侯国の都城が「國」と称されるようになり、これが春秋的な「國」と「國人」の成立に他ならない、と論ずる。

第二章「春秋期の國人」では、先行する増淵龍夫による見解を批判しつつ、『左伝』などに現れる「國人」とは何であるかを論ずる。とくに「國人」を世族との関係で論ずることを通して、恩恵授受を媒介とする私的な人的結合関係が春秋時代の「國人」にしばしば見られることを指摘する。かつて増淵は恩恵授受を媒介とする私的な人的結合関係は戦国時代に出現したものであるとし、その出現こそがそれ以前の「氏族制的」「共同体的」関係を克服したものであって、時代を画するものであると評価したが、これを否定する。論者はむしろ、『論語』に主張されるような君臣関係、すなわち単なる個々の利害にもとづく人間関係を排し、これに代わって提示される「道」という客観的規範にもとづく君臣関係こそがより新しいものである、と論ずる。

第三章「春秋期の世族」は、春秋期における中原諸国の国制を特徴づけている「世族支配体制」の解明を試みる。「世族支配体制」とは複数の世族が「卿」という地位を独占して世襲し、それが諸侯国の統治機構として維持されることである。この「世族支配体制」は、「覇者体制」と相互補完的に春秋中期の政治社会秩序を構成したが、覇者体制の弛緩を契機としてたとえば衛では国君が世族を打倒して「国君専権」を樹立した。中原諸国では、戦国中期までに、国君や世族宗主が同様の専権を獲得する。戦国後期には、国君専権を安定的に維持するため、統治機構が全面的に官僚制によって編成されてゆく。秦漢専制国家とはその完成形態に他ならない、と論ずる。

第二部の下篇「辺境の王権」では、上篇・中篇で考察した中原諸国と対照させつつ、そのいわば外側に形成された諸国について考察する。

第一章「呉—系譜の分析—」では、『史記』呉世家の系譜を分析することを通じて、辺境の王権における建国伝承がいかに作為されたのかを解明する。呉世家系譜は、春秋中期、呉王寿夢が中原と通交を開始した際に、晋よりもたらされた虞に関わる伝承を流用したものに他ならず、またそれ以前の系譜も、楚の熊巖四子の説話を流用するものである、とする。すなわち、呉は当初、長江流域において最強であった楚の分族であることを自称したが、寿夢以降、楚と対抗し中原と交流するようになると、周の分族である太伯の後裔であると自称することにより、中原と同質であり楚とは異質であると主張した。これは呉の王権がその貴種性を主張しようとしたものに他ならず、政治権力の成熟度が低い辺境ほどこのような外来の權威をより強く必要とした、と論ずる。

第二章「楚—西周春秋—」は、『史記』楚世家の伝える西周期の楚の系譜も、国君専権と中原進出とを企図した楚靈王により改変されている、と論ずる。のちの楚に連なる国は周の昭王の頃、熊麗によって樹立され、熊罥は父子相続を規範化した王統を確立して中原風の「公」を称し、若敖熊儀は「王」を称した。春秋期の楚史は、若敖氏政権・公子群政権・国君専権の三期に分かれる。世族若敖氏が単独政権を樹立しながら、ついで紀元前605年という極めて早い時期に滅亡した点は、確かに中原の世族支配体制と相違しているといえるが、これは周辺に匹敵する勢力をもたない政治地理的条件に規定されたものに過ぎず、若敖氏形成に至る推移の相似性に着目するならば、むしろ中原諸国との本質的な均質性が確認される、とす

る。

第三章「秦—戦国中期以前—」は、戦国前期までの秦史の推移を具体的に解明する。まず『史記』秦本紀における襄公以前の記述が、紀元前325年に恵文王が称王した際に改変されたものであることを指摘する。秦においても穆公以降、世族支配体制が成立する。中原の世族は、全中原に及ぶ覇者体制と連動して独自の地位を占め、このことが世族の国君への対抗を可能にし、ほとんどの国で世族宗主が篡奪に成功して専権を樹立するのに対し、秦は晋による覇業から排除され、世族が独自の権力を構築する契機を欠いたため、最終的に国君が専権を樹立することになる。すなわち秦の中原に比しての独自性は、晋による覇者体制から排除されたことにより、いわば二次的に形成されたものであるに過ぎない、とする。

第三部の第一章「戦国期前半の中原—覇者体制の再建—」は、春秋後期以降の晋および三晋の動向を追跡することによって、戦国中期に至るまでかつての晋による覇業が全中原に及ぶ政治秩序をもたらす唯一のモデルとされ、その再建が企図され続けたことを解明する。

第二章「専制国家の胎動」は、これまで論じたところを総括しつつ、秦を始めとして諸国でおこなわれた「変法」を春秋戦国史の中で位置づけ、西周から秦帝国に至るまでほぼ一貫して行われた父子相続についての評価などをおこない、さらにその後の展望を示す。

論文審査の結果の要旨

中国古代史の研究は出土文字史料が相次いで発見されることにより、近年活況を呈している。

ところが論者が本論文で主にあつかう春秋戦国時代は、事情が大きく異なる。春秋時代に先立つ西周時代については金文が史料として重要であるが、春秋期以降の金文は著しく定型的なものとなり、歴史的な事実をほとんど書かなくなる。一方で秦漢時代史の穴を大きく埋めつつある木簡・竹簡についても、春秋時代から戦国時代にかけて先進地域であった中原地域においてはこれまでほとんど発見されていない。戦国楚簡・戦国秦簡などといわれるものは、中原地域から見れば周辺国のものでしかないのである。従って春秋・戦国時代を全体として概観しようとするれば、いきおいこれまで二千年以上にわたって読み継がれてきた普通の史料、すなわち『春秋左氏伝』や『史記』などに拠るほかない。本論文はこのような史料状況のなかにあつて、驚くほど精密な史料読解に支えられてなったものである。本論文には収録されないが、先に公表された「史記戦国紀年考」（1998）および「西周紀年考」（2004）のような重厚な基礎的作業の成果も、本論文を強く下支えしている。

本論文の大きな意義の第一は、春秋時代の国家と社会を形づくる論理として、それ以前の殷周時代やそれ以後の秦漢時代のそれを支えたものとは異質なものを見出し、この論理をもって逆に西周末期や戦国期を位置づけ直した点である。論者によれば、これまで春秋史は殷周史の側から分析されるか、秦漢史の側から分析されるに止まったものでしかなく、春秋時代を形づくり動かした独自の論理を追求してこなかった。本論文はこの春秋時代に固有な論理に着目し、一貫した視線で西周期から戦国期までを追ったものである。この種の研究は中国の学界を含めて類例がなく、まずもってここに本論文の価値を指摘しなければならない。

本論文の第二の意義は、この春秋時代に固有な論理として「覇者体制」と「世族支配体制」を見出し、さらにこの両者が密接不可分のものであったことを明らかにした点である。春秋時代が「覇者の時代」であり「五覇の時代」であるとは、ほとんどの概説書にも書いてある。ところがこれまでの春秋史の研究では、五覇の一人桓公を生み出した齊の歴史、文公を生み出した晋の歴史など国別史に偏っていたため、覇者の実態がかえってつかみにくいものであった。論者はかわって、紀元前7世紀から紀元前4世紀にいたる春秋時代全期に通底するもの、また東は山東省の齊・魯などから西は周王朝・晋に至るまで、当時の政治舞台の中心であった広い地域に一貫して見られるシステムを追求し、そこに「覇者体制」と「世族支配体制」を見出したのである。

論者はまず「覇者体制」が生まれる契機として周の東遷に着目する。論者によれば、西周王朝が滅亡すると、中原の有力諸侯国は周辺の小国を従属国としてゆき、これにともない成長した有力諸侯国の間では対立が慢性化した。各国を軍事的に支えた「國人」には負担が増大し、これが諸侯国間における國人支配を動揺させ、さらにそれが紛争解決を最優先の目的とする諸侯国間の同盟を促進した。この同盟を統括したのが覇者であるとする（第二部上篇・第一章）。この論者による議論は、覇者とは何でありどのようにして生まれたのかを知る上で実にわかりやすい。

論者が言う世族とは、この諸侯国において「卿」という身分を独占して世襲するものである。論者によれば、春秋中期に入ると覇者体制が成立した結果、同盟諸国では同盟内部での平和を強制され、領域の拡大はもはや不可能となった。そこでは後発の一族が成長することは既存の有力世族の権益を脅かすものとして忌避され、その勢力の拡大は抑制され、あるいは個別的に滅ぼされた。ここにおいて出現したのが「世族支配体制」にほかならない（第二部中篇・第三章）。「覇者体制」がこの「世族支配体制」と連動し相互に支えあうものであったことも、論者によって初めて解明されたことであって、我々は覇者あるいは春秋時代について、これまでよりもはるかに具体的で明瞭なイメージを持ちうるようになったと言ってよい。

本論文の大きな意義の第三は、戦国時代前期と中期の歴史について、これを春秋時代との繋がりによって初めて明らかにしたことである。論者は春秋後期以降の晋および三晋（韓・魏・趙）の動向を追跡することによって、戦国中期に至るまでかつての晋による覇業が全中原に及ぶ政治秩序をもたらす唯一のモデルとされ、その再建が図られ続けたことを解明した（第三部）。

以上三点の意義のほか、「國人」について史料を綿密に検討した結果として従来の通説を否定しえた点（第二部中篇・第二章）など、本論文には数々の創見が盛り込まれており、その価値は極めて高い。ただ論者には「商君変法研究序説」（2000年）など秦漢帝国の成立に直接関わる魅力的な論考がありながら、本論文には収録されず、このため秦漢帝国までの見通しが十分には示されずに終わったこと、春秋・戦国時代における楚・秦の中原との均質性が主張されるものの、なお推論が目立つ点は惜まれる。しかしこれらはまさしく瑕瑾というべきもので、かつ今後論者によって書き継がれ補強されるに違いなく、本論文が達成した成果を大きく損なうものではもちろんない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年6月26日、調査委員3名が論文内容とそれに関連して試問した結果、合格と認めた。